

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

10番、中西議員の質問を許します。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） おはようございます。10番、中西でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず最初に、日の岬を町づくりに生かさないか、このことについて4点質問をします。

私は、平成27年度の第4回定例会の一般質問で、日の岬、このままでいいのかと質問をしました。「議会だより」や、「みはま民報」で、この質問を読んでもらった町民の方から、日の岬は美浜町の宝、このまま放っておくのはいかにももったいないとか、町づくりに活用することはできないのかななどの意見が寄せられました。日の岬は、春には全山が桜色に染まり美浜町の花見の名所ですが、ことしは通行どめで行けなかった、花見の時期ぐらいでも自由に行けないのか、このような不満の声も寄せられました。

町長も言われるように、日の岬からの眺望は町を代表する風景です。それとともに、若山牧水の歌碑、高浜虚子や内田稲人の句碑、徳本上人の遺跡碑、これは町指定の文化財だそうです。クヌッセンの顕彰碑等があり、また、カナダ移民資料館や、戦中戦後の悲しい歴史を秘めた灯台などがあります。

さらに、碓井議員に教えていただいたのですが、10月上旬から下旬にタカ柱が立ち、以前は多くの写真家が国民宿舎に泊まり撮影をしていたということです。タカ柱が見られるのは、日本に3カ所しかないそうです。車を使って間近に見ることのできる場所は、日の岬しかないということです。

藻の花会の会員の方にも10月にタカ柱を見たというお話を聞きました。旋回をしなから柱のようにたくさんのタカが集まって、空に上がっていくと本当に感動したということです。なかなかそのチャンスはいつでも見られるというわけではなしに、その人は1回見たけれども、あと何回か行ったけれどもよう見らんかったということです。そういうふうな自然というか、非常に大事なところでもあると思います。

また、少し範囲を広げてみますと、日の岬の近くには、渡りちょうのアサギマダラの休憩場所というか、南へ渡っていくときに一時あそこで休憩をすると、たくさんのアサギマダラが寄ってきましてマーキングをしています。そのマーキングが沖縄や台湾でそのチョウが発見されたということがあります。それから、大賀ハスの池があります。また、「風速の三穂の浦みを漕ぐ舟の船人さわぐ浪立つらしも」という万葉歌碑も少し下に行ったら見られます。県指定文化財となっている弁天島、海猫島もあります。広報みはまの5月号の町長通信に書いておられるように、工野儀兵衛翁の碑も建てられています。

5月26日全員協議会で、西山地方創生統括官から、美浜創生の課題と展望という話をききました。町づくりには、若者、ばか者、よそ者が必要だと言われますが、よそ者の西山統括官は、美浜町は言葉で表せない素晴らしい自然、深みのある歴史を持った町であると、ふだん、私たちが気づいていない宝物を指摘されました。昨日、町長が触れられたウラシマソウについて、西山統括官は非常に価値のある植物だと言われたので、こんなのいっぱいあるとびっくりしました。

平成27年10月に作成された美浜創生総合戦略の基本戦略2の施策の展開の（4）に、新たな視点から地域資源の見直し、新たな集客（観光）、交流資源として発見し直す取り組みのほか、観光地としての美浜町の魅力を広くPRする取り組みを勧めますとあります。日の岬と、その周辺の地域資源を活用した町づくりが考えられるのではないのでしょうか。

以上を踏まえて質問をします。

1点目。町長は、町長としてできる範囲で話をしていると答弁されましたが、12月議会以降、日の岬に関して、民間事業者とどのような話をされましたか。また、民間事業者が事業を再開するという見通しは持てましたか。

2つ目、西山統括官は、カナダ移民資料館に保管されている資料は貴重だと言われ、閉館したままにしておくのはいかにももったいないと言われていています。旧三尾小学校を利用して展示できないものかとの声もあります。ところが、町長の答弁によりますと、資料館の建物だけでなく、所蔵されている資料等も民間事業者の所有だとのことですが、所蔵されている資料の多くは寄附されたものだと思います。資料が民間事業者の所有になった、どのような経緯でなったのかお聞きします。

3つ目、来年はクヌッセン機関長殉難60周年、またデンマークと日本が国交を樹立した150年という記念すべき年です。平成19年のクヌッセン機関長殉難50周年記念祭は、クヌッセン機関長胸像前で10月10日に行われました。来賓として、駐日デンマーク大使、外務省欧州局審議官、和歌山県知事、徳島県海陽町長と多くの方々が列席され、盛大にとり行われたようです。日の岬が現状のままでは、来年の記念祭がどうなるのか危惧します。町長は記念すべき年をどのような形で祝うのか、日高町とともに、どんな方向でという点について、下準備だが話をしていると答弁をされています。準備はどのくらい進んでいますか。

4つ目、日の岬やその周辺の自然、歴史を活用して魅力的な町づくりを進めることが可能だと思われます。ところが、町長が言われるように、日の岬が民間事業者の所有であるため、基本的には町がなかなか手を出せない、出しづらいという状況にあります。そこで民間事業者から買い取るという考えはありませんか。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

中西議員の1点目。日の岬を町づくりに生かさないのかのご質問の中で、民間事業者と

どんな話をしたのか、民間事業者が事業を再開する見通しはあるのかにお答えいたします。

日の岬一带の眺望が町を代表する風景であり、町の宝であるという思いは、私も中西議員も同じであろうと思います。春には桜の名所であり、かつてはたくさんの遊具と動物園まであった日の岬パークに以前の活気が戻ってほしいというのは、誰しも思うところだと思います。

この場所の有効活用につきましては、所有者である日高観光の関係者の方に機会を捉えてお話を聞いていて、ことし2月25日にも、町長応接室で中西議員も同席の中、現状について聞いたところでございますが、なかなか難しいという感覚を持っております。

続きまして、2点目でございます。

カナダ移民資料館に所蔵されている資料等が民間事業者の所有になった経緯でございますが、平成27年第4回定例会でも答弁させていただいたとおり、アメリカ村カナダ移民資料館につきましては歴史的に貴重な資料が所蔵されていると認識しております。また、ふるさと教育を推進する方途の一つとして当資料館を活用することは、有益なことであると考えてございます。しかしながら、当資料館につきましては、現在、町の所有施設とはなっておらず、町が主体的に利用するには困難な状況があることも事実でございます。

議員ご質問の資料館所蔵の資料等が民間事業者の所有になった経緯について、私自身、詳しく存じているわけではございませんが、建物につきましては昭和27年に開園した日の岬遊園地において、アメリカ村資料館は昭和53年に建設、17年後の平成7年3月に改築され、現在に至っていると認識しております。

次に、議員ご指摘の資料館内所蔵の資料等については、資料館を管理されていた方の収集資料等が現在の資料館内に展示されていると認識してございます。よって、建物自体が民間の方の所有であることから、アメリカ村資料館内に所蔵されている資料等につきましても民間の方の所有であると考えてございます。

続きまして、3点目でございます。

来年、クヌッセン機関長殉難60周年記念祭の準備の進捗状況でございますが、議員がおっしゃるように、平成29年はクヌッセン機関長殉難60周年の年でございます。10年前の50周年のことは議員ご承知のとおりでございます。記念祭につきましては、具体的にはまだ進んでおりませんが、今年度は特別に小中学校に通う4年生以上の児童・生徒を対象に、ヨハネス・クヌッセン機関長遺徳顕彰会を主催とした、クヌッセン機関長絵画コンクールを日高町と合同で開催する準備を進めてございます。応募期間につきましては、8月31日から9月12日とし、審査会を設置し、最優秀賞、優秀賞を決定します。最優秀賞には、駐日デンマーク王国大使館におきまして、一日大使に任命される特典があります。また、参加者全員にも参加賞の配付を予定しています。

今後は、記念祭の件もあわせて日高町、和歌山県国際課、駐日デンマーク王国大使と連携し進めてまいりたいと思います。

4点目でございます。日の岬を買い取ることは考えないのかにお答えいたします。

日の岬周辺は、灯台用地まで含めると、町有地、そして財産区、民間の土地、防衛省の土地などがあり、合わせると相当な面積となることは議員もご承知のとおりでございます。これまで、具体的に土地の買収や建物の買い取りにつきまして検討したことはございませんが、仮に買い取ったとしても、そのまま放置するわけにはいきませんので、その後、あの一帯を再整備するとなると莫大な費用がかかることも予想され、とても町で対応できる規模ではないと思われまます。

したがって、現時点では施設や土地を町が買い取ることは考えてございません。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目につきまして、昨日、谷口議員の答弁で町長は、町内には観光スポットや歴史的建造物が少ないのが現状ですと答弁をされております。

4月16日に美浜町の文化協会が主催をしまして講演会が行われたわけですが、町長もご出席されていたと思いますが、そのときの講師が御坊市文化財保護審議委員の大谷春雄さんで、「歴史と文化の町美浜町再発見」と題して、町内各地の歴史と文化についてお話をされました。私は、美浜町に住んでもう50年になるんですけども、本当に知らなかったことをいろいろと教えていただいて非常におもしろかったですけれども、町長が答弁されたように、観光スポットや歴史的建造物、奈良や京都のようなものはありませんけれども、小規模な値打ちのあるものもあるので、こういうものが少ないというのはどうかなと思うんですが。埋もれた宝を掘り出して光を当てて、多くの資源を見出して町づくりというのをやっていくのが大事ではないかなと思うんですが、これ、前段ですけれども、その中で日の岬というのは、もう既に埋もれたものと違って、既にある宝なんです、町長も認識されているように。

民間事業者は、私も同席しましてお話を聞きましたが、再開の時期は明言されませんでしたね。いつ再開するということは言われませんでした。このままではずると立入禁止が続いて朽ち果てていくのではないかとこのように心配をするのですが、この点について、もう一回見通しがあるという、私はないように思ったんですけども、見通しはあると町長は聞かれたんでしょうか。それと、このまま放っておいてもいいとお考えなのでしょうか。

それから、2つ目につきましては、資料館が建設されたのは53年だということです。平成7年に改築をされたということですが、当時を伝える日高新報によりますと、日本移民学会の西浜久計さん、「きゅうけいさん」と私は言うんですが、その人が三尾地区の移民経験を持つ人を訪問して、そして当時生活用品や仕事の道具とか写真などを回って収集された。そして、その資料が、昭和53年に建設したときには600点ぐらいだったけれども、その西浜さんがたくさん集めたので、平成7年の開かれたときには1,100点になっていたと。このような記事を町長にいただいた切り抜きで読んだんです。一体、民間事業者がその資料をそういう形で西浜先生が集めたわけですから、そこのご答弁の中に、

資料館を管理されていた方の収集資料が現在の資料館内に展示され、これは西浜先生のことですね。そうしたら、新たに平成7年に改築されたときに、西浜先生から買い取ったのでしょうか。そこら辺を2点目にもう一回お伺いします。

それから3点目は、絵画コンクール。これは、小中学生にクヌッセンについてしっかり関心を持ってもらうということで、非常にいい取り組みだと思んですが、心配しているのは記念祭なんです。あのままでは、記念祭は日高町や和歌山県の国際課、駐日デンマーク王国大使と連携して進めていくと答弁されているのですけれども、あの日の岬のクヌッセンの胸像の前のトイレもないというような状況の中で、そういう記念祭がちゃんと行われるのか。これを、私が心配をするのですけれども、その点について4点目を、以上お伺いします。

もう一個ありました。もう一つは、土地は買い取らないか。

これは、回答はわかっていたわけですが、私は、そんな美浜町の厳しい財政状況の中で、美浜町で買わないかと言うているわけではないし、広大な土地を買わないかと言うているわけではないんです。町有地やら、財産区やら、防衛省の土地は、これは別いいわけです。民間の土地、それが買い取れないかということをお伺いしているわけです。そこで、もちろんお金がないですから、一体そのお金はどうするのかと。

私は、一つは、ここは和歌山県の自然公園でありますし、だから県に相談をしていくということ。それからもう一つは、きのう、ふるさと納税についての質問いろいろありましたが、そのふるさと納税制度を使って、例えばここに使うんやということで、美浜町出身で県外にいてる人とか、さらにもっと広くはカナダにいてる人とか、さらにはもちろん町内、町民の方にも美浜町の宝を守ろうよということで協力してくれる人があつたら募金をいただいて、寄附をいただいて、そしてお金をためられないかと思ったのですが。

なぜ、こんなことを考えたかといいますと、大阪城というのを再建するときに、あれは公のお金ではなしに市民の、もちろん全然、大阪市と美浜町は人口が違いますけれども、市民の募金で寄附でつくったんだそうです。だから、そういうこともありかなと思って、こういうことを考えて買い取らないかということをお伺いしているわけですが、これについての町長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

1点目でございますが、美浜町は観光的スポットというか、それについては、私、昨日のご答弁の中ですけれども、歴史的とか、また伝統的な随分と全国的な文化財は少ないというような形でご答弁させていただいたつもりでございます。

中西議員がおっしゃるとおり、ここ的一般質問でございましたとお伺い、例えば万葉集にいたしましても、たしか6首うたわわっているかと思えます。万葉集に際しましても、たしか万葉ができて歴史的にも1250年程度たっているように私自身は記憶しているような状況でございます。また、アメリカ村カナダ資料館ということでございますが、日本

全国広しといえども、これだけの地域の中からカナダの特に初めはバンクーバー周辺でございしますが、大挙していったというような形の地域がないということであれば、本当に珍しい地域であるので、逆に言えば、本当にそれなんかも貴重なカナダ資料館ではなかろうかなと思ってるのが、私でございます。

だから、きのうお話ししたのは、あくまでも伝統的とか歴史的というのは数は少ないですよということを前段でお話したのだと思います。

そして、民間事業者との感触でございますが、先ほどご答弁させていただいたとおり、なかなか再開は難しいのではなかろうかなというふうな感触を持っております。

4点目も同様でございますが、あくまでも中西議員、これに関しましたら、住所は美浜町に存しますけれども、基本的には民間事業者の土地、また建物というのは、私は認識を持っております。

そして、2点目でございますが、たしか、ニシハマヒサカズ氏と読まれるかと思うんですけども、この方に関しまして資料ということで、おっしゃるとおり、寄稿誌を読みますと、西浜先生が随分とご苦労されて、そして収集したというような形で書かれておったかと思うんですけども、あくまでも、これに関しましても所有ということでいえば、民間の事業所かもしくは西浜先生になるのではなかろうかなと、このような認識をしております。たしか、西浜先生に関しましたらば、名誉館長というふうな名前をいただいたように、私自身記憶がします。その名誉館長というお名前からいえば、カナダ資料館ということで、民間業者から委託されたという形の認識ではなかろうかなと、このように思っております。

そして、来年のことでございますが、クヌッセンの慰霊祭でございますが、来年おっしゃるとおり、60周年ということでございますが、基本的には、まだそこまで詰めていないんですけども、毎年でございますが、クヌッセンの丘というところで記念祭ということでさせていただいております。やはりする場所としたら、例えば、あそこが荒れ放題になっているよというような形だったらあれなんですけれども、基本的にはあそこでするのがベストではなかろうかと、このように思っております。やはり、あそこには胸像もそうですし、顕彰碑もございます。また、国旗等々が掲揚される場所もございしますし、また、逆に多くの方、例えばライオンズとかロータリーの方々も、1年に一遍はあそこに行きまして記念祭、慰霊祭をするんだよというふうな認識を多く持っているように思います。

ただ、今後はどうなるのかということにつきましては、民間の土地でもございしますので、その辺につきましても、あそこでする方向で進めていければと思っております。

また、中西議員がおっしゃった、トイレも使用できないという形のご発言もあったかと思うんですけども、これなんかも向こうの方にお聞きしますと、トイレも随分といたずらをされた中で閉めなくては仕方がなかったとかそういった形で私もお聞きしております。少し離れているところで、無人になる中でいたずらされるのを少しでも防ぐというふうな民間の方の一つの手だてではなかろうかなと、このようにも思います。

日の岬の買い取りということですが、先ほど、私ご答弁をさせていただきましたとおり、町としては無理だと思っております。そして、中西議員の一つのご提案の中で、ふるさと納税とか、また、ゆかりのあるカナダの人たちに対して募金というふうなことはいかがかなということですが、そういったことも検討はしていきたいと思っております。

それと、前段でおっしゃった、煙樹海岸県立自然公園の一角でございますが、煙樹海岸自然公園ということですが、煙樹海岸という名前はついてますけれども、もちろん、これは県立なんですけれども、なかなかそこまで県も難しいかと思うんですけれども、その辺につきましても一度検討していきたいなとこのように思います。

和歌山県で、私自身も、県立自然公園どれだけあるかと、少しここでは書類等々もないんですが、県立自然公園というのは、山そして海、川という形の中で、随分と県立自然公園地域も多いように認識しております。そういった形のいろいろなものを県のほうで買い取るというような形も、これも基本的には難しい方向ではなかろうかなと、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 美浜町には、歴史的建造物とか少ないとか、文化少ないとかいうことですが、これは、市制40周年の記念行事に美浜町文化地図というので、こんなものを出されているんですね。見たことがあると思いますけど。いっぱいいろいろありますので、そういうふうにも少ないなということではなしに、まだまだ掘り出したらいろいろあるんやという、そういう認識でやっていただきたいということと。

それから、日の岬は、これは再開の見込みが余り立たないということでは、このまま本当に放っておいたら朽ちてしまうのではないかなと思うんです。そして、カナダ資料館の西浜先生たちが集められて、そして、住民の方が寄附された貴重な資料が、閉めておいたらだんだんとなくなっていくとか、ぼろぼろになっていくと。そういうふうなことを考えたら、本当に日の岬を買い取るというのは非常に難しいかもわかりませんが、とにかく、民間事業者、美浜町にとって大事なんやと、だから何とか日を切っても、トラロープで張らんと、例えば桜の時期とか、ゴールデンウィークとか、タカ柱が立つ10月とか、そういうふうな期限を切って何とか自由に利用できるように、買い取るのが難しかったら、町長、全力でそのことを民間業者と交渉する。この約束をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

ここで、確約、約束というのは難しいかなと思います。というのが、おっしゃるとおり、私自身も住民の方から、桜の時期でございました、町長、こんな形でもバリケード張ってるよということでお話も伺って、自分自身も見に行ったこともございます。確かに、その

ときは張ってございました。その声でございですが、バリケード等々、中西議員、私、それから後は張っていないですよ。そういったバリケードというのは。今はまた張っているかもわかりません。

だから、基本的には、あそこの民間業者、民間の土地でございですが、例えば、そこでいわずら、さっきトイレのことを私自身ご答弁させていただきましたが。トイレの件とか、また火の不始末とか、そういった形のこと、恐らく民間業者というかその方なんかは危惧もしているかと思えます。そういった形の中で、やはり防御の中でそういったこともやっているかと思うので、ここでその時期だけオープンし、町のほうからどうですかということにつきましては、私自身、ここでそうしますということはなかなか言えない立場でございします。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） とにかく、日の岬のことは大事なことです、これからもしっかりと取り組んでいただきたいということで、2つ目の質問に移ります。

熊本地震の教訓を生かした防災対策をとということで、お願いします。

6月14日、地震から2カ月となりました。今も多くの被災者の方々が厳しい状況に置かれているような現状です。熊本県内の避難者は6月13日現在で、145カ所に6431人、まだ避難をされていると。それから、仮設住宅、これは6月13日現在、3町で232戸が完成しているけれども、住宅で被害を受けたのは14万棟というわけですから、その232戸と本当に少ししかまだ進んでいない。熊本の人たちは大変な状況になると思います。

4月14日の夜、熊本地方を震央とするマグニチュード6.5の地震が発生し、益城町では震度7が観測されました。その28時間後の4月16日の未明、同じく熊本地方を震央とするマグニチュード7.3の地震が発生し、西原村益城町で震度7を観測しました。後ほど、4月16日未明の地震が本震であるとされて、阪神・淡路大震災と同程度の大地震だったことがわかりました。震度7が2回も起こり、また震度7の前震が起こったことなど想定外の地震で、その後も余震が長く続いている、このような特徴的な地震です。

熊本地震は、改めて日本は地震列島であるということを知らされました。熊本地震は活断層が動いた震源の浅い地震で和歌山県内では和泉山脈南麓の紀の川北岸の中央構造線沿いの地域で熊本地震と同程度の激しい地震が起きると予想されています。しかし、当地方では、この活断層がないので起こらないということではなく、日本中どこでも起こり得ると認識して備えておく必要があります。当地方では、プレートの沈み込みによる南海トラフ巨大地震、特に津波の被害が予想されていますが、津波の前には震度7の揺れに襲われると予測されています。津波犠牲者ゼロのためにも、家具転倒防止や家の耐震補強の徹底が重要だと思います。

また、6月10日に政府の地震調査委員会が全国地震度予測地図を公表しました。それ

によりますと、南海トラフ地震の発生が近づいているとされ、震度6弱以上の揺れが起きる確率は、東海から四国の太平洋側で上昇したとなっております。南海トラフ地震が、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率が60から70%と予測されています。地震調査委員会の平田委員長は、熊本地震を教訓に建物の耐震化や家具の固定などをしてほしいと述べております。

そこで1点目の、NHK放送分化研究所の2010年の調査によれば、日本人が平日に家で過ごす時間は平均で15時間13分になると。地震はいつ起きるかわからないが、自宅で確実に生き残るための備えをすべきとして、家具転倒防止を挙げています。本町では、家具転倒防止はどのくらい進んでいますか。

2点目、阪神・淡路大震災の死者の8割が住宅の倒壊などによる圧死だったため、住宅の耐震化は地震から命を守るため欠かせない対策です。ところが、補助金があるとはいえ、耐震工事に多額の費用がかかるため、住宅の耐震化は一向に進んでいません。ひとり暮らしの高齢者や老夫婦の世帯が増える中で、耐震化の必要性は言われながらも、これからも住宅の耐震工事が進むことは期待できないと思います。

平成27年第4回の定例会で、低費用でできる耐震シェルターや耐震ベッドを高齢者、障害者世帯対象に県の補助制度に上乘せして補助制度を設けないかと質問をしましたが、命は助かっても、その上にある家屋が倒壊した場合、脱出することができず津波によって命が危機にさらされると予想されると、理解困難な理由で拒否されました。防災企画課長によりますと、耐震改修には、国、県、町の補助金で1,165千円が出ます。ただ、この補助金を受けるのには3,600千円以上の事業費の場合です。改修費用の実績は、ほとんどがそれ以上になっていると、これでは耐震改修を行う世帯が限られてくるのではないのでしょうか。

去年の8月31日付の朝日新聞によりますと、倒壊した建物の荷重に耐え、中にいる人を守る木質シェルターは施工費を含め250千円、安心防災ベッド枠は380千円、防災ベッド200千円などが紹介をされています。平成27年度から県が耐震シェルターや耐震ベッドに補助金制度を新設しました。高齢者、障害者世帯を対象に町の補助制度を新設する考えはありませんか。

3点目、熊本地震でも、地震で助かったのに避難所生活で体調をくずし亡くなる、いわゆる震災関連死が起きました。これを防ぐために避難所を整備しておく必要があります。

そこで避難所について、以下4点質問します。

本町では、避難所として旧三尾小学校と9カ所が指定されていますが、このうち浸水ゼロは2カ所。旧三尾小と畜産センターでしかありません。松原小学校などは浸水深3メートルと予測されており、使用できないのではないですか。また、浸水しない旧三尾小は、土砂災害の危険地域となっています。平成27年第4回定例会の私の質問に防災企画課長は、旧三尾小については雨とかによる土砂災害は想定していないと答弁されています。しかし、熊本地震では、地震による土砂崩れが発生しています。地震の前に発生する震度7

の大地震で土砂災害の危険はないと言い切れるでしょうか。

平成26年第1回定例会、私の避難所確保の質問に対し町長は、近隣市町への広域避難を検討することも必要と答え、平成27年第4回定例会では、近隣市町の首長とは災害時の協力体制について、お互いに協力し合うことを確認していると答弁されています。

ところが、5月17日、全員協議会での防災企画課の説明によりますと、いまだに周辺市町などと避難所受け入れの検討を締結していないとのこと。南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、津波犠牲者ゼロを実現するため、早急な周辺自治体との災害相互援助協定を結び、ふだんから連絡をとり合う関係を築いておくべきではないでしょうか。

2つ目、熊本の避難所のトイレを視察した、日本トイレ研究所の加藤篤代表は、屋内のトイレは断水で使えなくなり、屋外の仮設トイレがメインでした。和式がほとんどで段差もあり、お年寄りや体の不自由な人には特に向きません。安心して使えないトイレに何度も足を運ばないため水分をとることを控え、それが一因となり血栓ができてエコノミークラス症候群を引き起こす可能性があります。自治体には、事前にどうトイレを確保し運営するかという計画が必要と述べておられます。

県の被災地支援で、熊本地方に派遣された防災企画課主事の鈴木さんも町長に報告した中で、トイレの不便さを指摘されております。内閣府が熊本地震の直後に公表した避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインでは、災害発生当初避難者約50人当たり1基などと目安を示し、自治体に対して計画的に準備するよう促しています。トイレの確保について、準備が必要ではないでしょうか。

3つ目、阪神・淡路大震災時、避難生活で体調が悪化し命を落とす高齢者や障害者らの災害弱者の対応が課題としてクローズアップされました。国は、1997年、災害救助法に基づく応急救助の指針で初めて位置づけ、2008年、福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを策定し、小学校区ごとに1カ所程度の指定を自治体に求めています。

本町でも4カ所、福祉避難所が指定されているようですが、それはどこですか。また、その福祉避難所運営マニュアルは作成していますか。

4点目、熊本に派遣された鈴木防災企画課主事は、町長の美浜町で生かせることはどの問いに、行政でできることは限られていると感じた。住民の協力体制を築き、協力してくれる人づくりを進めなければと答えています。

本町全地区で組織されている自主防災会組織が、この点で大きな力を発揮するのではないかと思います。県自主防災組織情報連絡会事務局が発行している、「きのくに自主防災」第19号、5月号ですが、あなたの地域では自主防災組織を結成しただけで終わっていませんかとして、5つの質問が出されています。1つは、家屋の倒壊の危険等で家に留まることができない場合、どこに避難するか決まっているか。2つ目、自主防災組織の会長を知っているか。3つ目、地域の安否確認の体制は整っているか。4つ目、避難所生活となったとき、地域の中での役割は決まっているか。5つ目、避難所での炊き出しを自主防災組織で行うことができるかと質問が載っております。

私は、残念ながら、この5つの質問に、最初の1点しか答えられませんでした。自主防災組織の活動を促進するために、町としてどのような取り組みをしていますか。

以上、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の2点目でございます。

熊本地震の教訓を生かした防災対策のご質問の中で、1点目が、家具転倒防止の進捗状況につきましてお答えいたします。

家具転倒防止器具設置事業としまして、現在は60歳以上の方や身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯に対しまして、1件あたり3カ所までの家具固定器具の取り付け費用を無料とする事業としてございます。実施件数は昨年度までで146件でございます。

2点目、耐震シェルター、耐震ベッドの補助制度を新設する考えはにお答えいたします。

平成27年第4回定例会の一般質問において答弁いたしましたとおり、本町における地震の想定は、遠方にある南海トラフが起因とされる海溝型の地震であり、地震後には津波が想定され、耐震ベッドや耐震シェルターを設置したことで生命の危機には及ばなかったとしても、その上にある家屋が倒壊した場合には家屋から脱出することができず、津波により生命が危機にさらされることが予想されます。

議員におかれましては、この答弁につきましては理解が困難との見解ではございますが、私としましては、当地域において津波災害が想定されている以上、地震後には建物から確実に脱出し高台等へ避難しなければならないため、耐震ベッドや耐震シェルターなどの限定的な耐震化ではなく、家屋全体の耐震化となる現行の住宅耐震化促進事業を今後も推進してまいりたいと考えてございます。

改めて申しますが、美浜町独自に耐震ベッドや耐震シェルターの助成制度を創設する考えはなく、国及び県の助成制度では最大で266千円の補助金がございますので、ぜひご活用いただきたいと思っております。

3点目でございます。避難所につきましてのご質問で、周辺自治体と災害時相互援助協定を結ばないのかにお答えいたします。

高野議員に対する答弁と同じ内容ではございますが、改めてお答えいたしますと、近隣市町との災害応急対策活動の相互応援協定につきましては、協定書案を作成し、現在、御坊市及び日高郡内の首長による話し合いを行っているところでございます。今後は、協定書の内容につきまして事務担当者間で協議し、早い時期に協定書を締結いたします。

続きまして、トイレの確保でございます。

議員がおっしゃるように、災害が発生し避難所生活を送る上では、トイレは欠かすことのできない施設であると思っております。避難所のトイレが災害により使用できない場合は、災害用トイレが当然必要となります。この災害用トイレには、携帯用や簡易型のトイレ、また下水道の管渠を利用したマンホール型のトイレなど、さまざまな種類がござい

ます。今後は、想定される災害から必要となる災害用トイレを選定して、徐々に準備していくよう考えてございます。

続きまして、3点目の福祉避難所4カ所とは、そして、運営マニュアルの作成はにお答えいたします。

福祉避難所の定義についてはご存じであろうかと思いますが、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所のことであり、当町におきましては、地域福祉センター、松洋中学校、和田小学校、松原小学校の4カ所を指定してございます。

運営マニュアルにつきましては、平成25年4月に美浜町避難所運営マニュアルを作成してございます。

4点目、自主防災組織を活発するため町としての取り組みはでございます。

自主防災会につきましては、平成17年に町内全12地区で発足し、町からは、組織活動のために必要な資機材に対する助成及び組織の運営に必要な助成金を交付してございます。また、組織の防災力強化のため、防災士養成講座や避難所運営に関する講座などの受講の推進に取り組んでございます。

今後も自主防災組織の活性化につながる情報の提供、そして各種研修への参加の要請などに取り組んでまいります。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 時間が少ないようですので、ピックアップして再質問させていただきます。

まず、耐震シェルター、耐震ベッドのこの考え方理解がこんなんやというのは、もう少し詳しく私にもわかるように、なぜ耐震シェルターがいかんのかということの説明していただけますか。

もちろん、理想は家全体の耐震工事です。ところが、これは何百万円と要るんですね。だから、なかなか取り組めない。そういうときに命が助かって、それでまた入れて津波が来たら逃げられるという、そこがちょっとわからないので、私にわかるように説明してください。

それから、津波というのは、静岡県袋井市を視察しましたが、袋井市も同じように津波が来るんですが、袋井市でもやっぱり、このシェルターやベッドについての補助が行われております。そんな要らんもなかったら、それは津波来るところで要らんものだったからきないと思います。

それから次に、避難所の問題の一つで、災害時相互援助協定を結んでくれるということで、これは期待をしております。6月12日付の日高新報によりますと、町村会で森下町長が会長で、この森下会長が提案をして、こういうふうにとまとめていく方向が出たということで、これは町長よかったなということで、ここは再質問がありません。ぜひ、避難者

の受け入れをしてもらえるという形で、また協定が成立しましたら、それを読ませていただいて質問をさせていただきます。

それから、福祉避難所の件も再質問させていただきます。

福祉避難所に4カ所指定されていると言われましたが、その4カ所というのは、これはびっくりしたんです。地域福祉センター、松洋中学校、和田小学校、松原小学校の4カ所。数は確かに4カ所あります。ところが、地域福祉センター以外の松洋中学校や和田小学校や松原小学校、この福祉避難所の定義に合っているんですか。介護の必要な高齢者、障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われる、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことである。これ、松洋中、和田小学校、松原小学校、そういうことがあるんかと思って、本当にこれは福祉避難所として使えるんか。特に、松原小学校は3メートルの浸水深を予測されていますので、これは形だけでしたのではないかと、この点について質問します。

それから、4点目につきましては、自主防災会、本町は12地区でつくられておりまして、いろいろ活動されておりますので、私みたいな者、5つの問題の内1つしかわからんという、20点しかとれんと不合格。皆さんは合格、皆5問正解されるかもわかりませんが、こういう不合格の者をなくすように、もっと広報もしていただけたらと思います。

町長が反問権を使って、防災士やのに何しているんかと私に聞かれたら困るなど思ったんですが。私も、防災士の資格取っただけで何もしていないということですので、これは反省して、もっとしっかりとやっていきたいと思えます。

以上、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

細部等々つきまして、後ほど担当課長のほうからご説明させます。

この耐震シェルター等々もそうでございますが、町のほうからの補助はございませんが、先ほど私もご答弁させていただきましたとおり、県のほうの補助もございますので、その辺に関しましたら、それをご活用くださいということでご答弁させていただきました。

ちなみに、担当のほうでお聞きしましたが、平成27年度、この耐震シェルター、ベッドでございますが、県のほうでは6件の申請があったというような形で承っております。

あと、周辺自治体との相互援助協定ということでございますが、なかなかまだ細部まではできていないんですけれども、基本的には、こういった協定書がなかっても、もちろん、昨日もご答弁させていただいたとおり、要請があれば受けるというのが決まっておるんですけれども、改めて1市6町で協定書を締結させていただくということでございます。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 中西議員の質問に補足でお答えさせていただきます。

シェルター、ベッドについてわかるようにということでなんですが、12月の議会でも

お答えさせていただきまして、また今回も同様の内容でお答えさせていただいておるんですけれども、表現は適切ではないかもわかりませんが、わかりやすくということでお話しさせていただきましたら、直下型地震、それとプレート型地震の2つの地震ということで、熊本地震のような場合は直下型地震。結局、直下型地震ということで揺れがきつというもので、プレート型地震というのは、海の中のプレートが揺れてゆっくり揺れるというイメージを持っていただけたらと思います。

ということから、特に美浜町の津波の地震被害想定、また津波被害想定でいえば、津波の被害というのを第一に考えておるんです。というところで、津波からまず逃げるということを第一に考えております。その前に家屋の対策ということで、これは議員の質問の中にもありましたけれども、住宅耐震化、それを家具固定。これについては、住宅耐震化は国の補助、また県の補助があるんですけれども、家具固定については町単独の事業ということで、これはさせていただいております。それプラス、シェルターなりベッドなりということなんですけれども、極端には、プレート型の地震に対しては、この美浜町に対しては、直接シェルター、ベッドの対策は、家具固定、耐震改修のほうが先にというか、優先してすべきものと考えていますので、先ほどの町長の答弁もありましたけれども、耐震シェルター、耐震ベッドの補助制度を新設するということは考えていないということになるかと思えます。

ちなみに、去年の県の実績でいえば、県が全体で6件の申請申し込みがあったようです。今回の質問に対して、県の状況については6件なんで、でいえば私としまして、担当課としましては、まずは申請いただくのであれば、シェルター、ベッドの申請をいただくのであれば、まず県の補助を使っただいて、町の補助の増設についてはちょっと様子を見たいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） あと、福祉について。防災企画課長

○防災企画課長（中村幸嗣君） 福祉避難所につきましてなんですが、福祉センターのほうはそういった定義の範疇にあらうかと思えます。また、各小学校についても、そういった保健等の施設というのがありますんで、福祉避難所として指定させていただいております。

ただ、浸水想定のあるという施設でもあるのは十分承知の上でございます。理想は、1階を使うのが理想なんですけれども、最悪、浸水した場合は2階以上のフロアは最悪の浸水想定範囲には入っていないので、そういった場合は2階の施設があるということでも、非常時、最悪時の想定になります。福祉避難所の施設機能が果たせるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） シェルターについては、県はまだ6件ということで、なかなか皆に知られていないというんで、町がしないのであれば広報をもっとしていただけたら

と思います。県がしているからということですがけれども、なかなか県だけではあれだと思いますので、町も、こういうのが県であるよと広報が必要ではないかと思います。

それから、福祉避難所についてですが、この松洋中、和田小学校、松原小学校、これ一般の避難所にもなっておりますね。私は、熊本地震のときのテレビのニュースで、最初のころですけれども、避難所の様子が映ってあったんです。今は全然違いますけれども、鈴木主事も言われているように、ちゃんと間仕切りがしてあってそういうふうになっていると思いますけれども、最初のころのニュースです。それ見たら、この軒下に車椅子の人があったんです。何とこれはと思ったんです。そんなん言うたら悪いけれども、元気な人がええ場所とって、弱い人がそこに残されたんか、雨がかかるぐらいのそういうところがあったと。これはやっぱり、そういう災害で弱者と言われる人、きちんとしたところをしとかんと、こんなことになるなど。風邪ひいたりしても亡くなると、せつかく地震で助かって、津波で助かって。だから、福祉避難所ということを大事やということで質問をしたわけです。

学校を避難所に使うというのは、これ、余りええことないと思います。学校というのは、やっぱり早く再開せなあきませんので。避難所が南三陸、東北に視察に行かせてもらったときに、南三陸町では6カ月仮設住宅ができて、6カ月避難所で生活した。熊本ももう2カ月たったけれども、まだあかんということで。そういうふうに長引くということを想定しながら、できるだけ学校とかいうのはすぐあけて、学校が再開する、やっぱり学校がグラウンドも校舎も皆で使えるということにせんと、災害後の復興ということがおくれると思いますので。そこら辺もう一度、福祉避難所についての考えをまた次にお聞きしますので、今回はこのことにしておきます。

あと、いろいろありますが、防災のことは、また次の機会に質問をさせていただきます。

最後に3つ目の、これは皆さん心配されないように時間内に終われます。簡単な質問です。

地方紙で、日高川町がいろんな町の補助事業のパンフレットを出していたということを読みまして、日高川町でもらったんです。印南も去年出したよということで、印南も、これは事務局を通じてもらってもらったんです。これは、そのことの質問なんです。

こういうふうに美浜町でも、せつかく出したので読んでみます。支援や補助事業を一括してパンフレットにまとめたらどうかということで。

本町は、マイホーム取得支援事業。これは、広報みはまの6月号に出てあります、住宅に関するいろんな補助事業が。それから、生ごみ処理容器の補助事業とか、不妊治療の助成事業、福祉タクシー券と、多種多様な支援援助事業、補助事業があります。広報みはまやこういうチラシで各家庭へ配ってこられるんですけども、なかなかこれどこかへ失ったと、必要なときに見ることができないということで、これ1冊こうあったらこの中身を見ることができるんで、1冊にまとめたらどうですかということが質問です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の3点目でございます。支援補助事業を一括してパンフレットの発行をでございます。

議員おっしゃるとおり、現在は、各種支援や補助事業などの行政情報を1冊にまとめた冊子は作成してございません。今後、各種支援や補助事業などの行政情報を広報特別号のような形で配布することを視野に入れて検討いたします。

これとは別に、ことしの12月に官民協働事業による行政情報誌、「美浜町暮らしの便利帳」を発行する予定でございます。これは、行政情報や医療マップ、各種団体情報などの生活情報、観光歴史などの地域情報を掲載する冊子でございます。町内全戸と今後の転入者の方に配布する予定となっております。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 検討してくれると、ぜひまとめてもらいたと思います。

それから、ご答弁された「美浜町暮らしの便利帳」、これももう少し詳しく、無料とかなんとか新聞で読んだんですけれども、ここをもう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 中西議員の質問にお答えさせていただきます。

「美浜町暮らしの便利帳」、町長が先ほど答弁させていただきましたように、官民協働ということで作成を予定しておる冊子なんです。

中身は、行政の例えば各種手続、住民課であれば窓口の住民票であったり、そういった手続の方法とか、補助事業、助成事業も内容としては入れる予定です。また、行政情報以外での歴史、文化。美浜町の丸ごとの情報を盛り込む冊子のイメージを持っていたらと思います。

費用無料ということをおっしゃいましたが、この作成については、町の持ち出しはゼロということになっております。その財源はということであれば、その冊子の中に地元の企業の広告の掲載によって、委託業者の株式会社サイネックスというところに委託するんですけれども、そちらのほうで広告、営業活動をしてサイネックスさんはそれで財源を得ると。町の負担はなしということで。ということから、我々はこれに取りかかった次第でございます。

ちなみに、和歌山県下では、ことしの1月の時点での実績なんですけれども、8つの自治体が既に取り組んでおります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は10時25分とします。

午前十時一〇分休憩

—————・—————

午前十時二十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

9番、田淵議員の質問を許します。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 議長のお許しを得ましたので、6月議会に当たりまして、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、町長の行政報告会の今後ということで質問させていただきます。

この質問、文章質問でもお伺いしたのですが、一般質問としてももう少し突っ込んだ質問をさせていただきます。

理由は2つございます。まず、この質問は、去る5月12日に議会が開催いたしました議会報告会の中で出た質問でございます。そのときに、町長は就任当時から行政報告会を年1回開かれていましたが、昨年度は開かれませんでした。何ゆえ開催されなかったのか、また今後も開催しないのかというご質問がありました。開催されないので、町長に聞けんの議員に聞くということでございました。

そして、文章質問として取り上げさせてもらい、いただいた回答は、昨年度は従来行っていた開催方式の変更を検討したが、良案には至らなかったため開催を断念した。今後は副町長と相談して、よりよい開催方式を検討したいとのことでございます。この回答に一通りの理解はさせていただきます。

そこでですけれども、質問の理由の一つといたしまして、くださった方に質問をより正確に報告がしたいということがまず1点。そして、いま一つは、次のような理由でございます。ご存じのように、議会も議会報告会を行ってございます。この報告会は議会改革の開かれた議会という目的から、議会基本条例を施行している多数の市町村で開催されているものでございます。しかしどの町でも参加人数、開催方式等々でいろいろな課題を抱えており、美浜町議会も例外ではございません。

今後を考えれば、町執行部が住民の方に開かれた行政としてどのように行政報告をしていくのか、議会としても、開かれた議会としてどのようにあるべきかを考えるよい機会だと考えるからであります。

町長が提唱しておられる住民参画型行政ということも含めて、議会としても情報公開の一つのツールとして、この場で議論しておくだけの価値のあるものだと考えるというのが質問するいま一つの理由でございます。よろしくご答弁をお願いします。

そこでお伺いします。

まず、従来の開催方式を変更する必要があるとどのようなところにあったのかお伺いいたします。

さらに、よりよい開催方式を検討したいとのことでございますが、町長がイメージするよりよい開催方式とはどのようなものをイメージしておられるのかお伺いいたします。

いま一つ、今後開催はするのか、しないのか。

以上の点についてよろしくご答弁お願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員の1点目でございます。町長の行政報告の今後のご質問で、まず1つ目が、従来の開催方式を変更する必要があるかどうかのところにあったのかのご質問にお答えいたします。

私が町長に就任させていただいた平成23年から、住民の方々のお声を聞く機会を充実させるために、住民懇談会を各地区で開催させていただいていました。会場では、私から町の施策を主に説明し、その後、出席された住民の方からのご意見やご質問にお答えするという方式でしたが、年々、各会場での参加者の減少傾向にあることが気になってございました。私は常々、住民の方々とは積極的にコミュニケーションをとるように心がけていることもあり、単に町行政に対する意識が希薄になったものによるものとは思いませんが、従来の開催方式の改善が必要だと思うようになったところにあります。

2点目でございます。よりよい開催方式を検討したいとのことですが、町長がイメージするよりよい開催方式とはどのようなものをお考えおられるのかでございますが、先ほども申しましたように、私は住民の方々とのコミュニケーションを重視し、各種会合への出席はもちろんのこと、イベントへの参加や見学なども積極的に行うよう心がけてございます。こうしたことの延長と考え、出席してくださる住民の方との距離感が短く感じられる、例えば膝を突き合わせながら、できるだけ住民の方々やふだん出会うことが少ない方々との触れ合いの場となるようなイメージが理想であると考えてございます。

そして、3点目でございます。ことし、報告会の開催はするのか、しないのかでございますが、今後、副町長とも相談しながら、よりよい開催方式を検討したいと考えております。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 再質問に当たりまして、もう一度繰り返しておきます。町長を責めるというんじゃなしに、議会報告会の参考にしたいということから質問するという点をご了解いただきたいと思っております。

まず、変更する必要があるどこにあったのか。参加者の減少もさることながら、ご答弁の中では、常々、住民の方々とは積極的にコミュニケーションをとるよう心がけているとのことであり、単に町行政に対する意識が希薄になったものによるとは思えませんが、従来の開催方式の改善が必要だと思うようになったことのご答弁でございます。要するに、住民の意思疎通は希薄にはなっていないが、従来の開催方式の改善が必要やと思うとのことですが、要約すれば。

しかし、ならば、私が質問した改善する必要をどこに感じているのかということが、さっぱりこの中にはうたわれてございません。言語明瞭、意味不明でございます。簡単に参加者が減ったから考えたのか、そこら辺の点について明確にお願いします。

議長、今の話は1回目の質問で何のためにと申すことについて答弁していないんですから、質問時間から省いてください。

いま一つ、よりよい方式を検討したいとのことでございます。どのようなこととするの

かという質問ですけれども、私はこの議場で町長が発信されたものを、広報とか、議会だよりもそうなんでしょうけれども、そういうツール、またインターネット、ホームページ等々で発表するのも一つの方法かと思います。でも、議会報告会というのは、住民と膝を突き合わせて話すような形のことじゃないんですか。今までの町長がされていたあの方針が、膝を突き合わせて話すようなというのか、住民とコミュニケーションを図る方法じゃないとしたら。私はそう思うんです。町長がもしあれが違うと言う、膝を突き合わせてならばどういうものをイメージするのか。

結局、議会報告会は、あの方法が住民の方と直接会って膝を突き合わせて話す方法だと、我々が認識をしているわけなんです。あれ以上に膝を突き合わせて話ができるような状態というのはどういうことをイメージするのか、もう一度、この点についても意味不明でございます。ご答弁を再度お願いします。

それから、これからはするのか、しないのか、今後。今後は副町長がおられますので、相談するのもよいでしょう。決してとがめません。

しかし、町長がそういうことで今まで続け、しかも住民参画型行政ということを目指されてきたのなら、1回目に質問した、どういふ必要があつたということについて、同じようにここにおられる課長さんの中で、行政報告会に参加してくれる職員の方には聞かれなかつたんですか。また、この後ろにおられる議員の方でも、誰でも2人や3人は支持者の中に困つたときに相談する人ぐらゐはどなたでもいてると思います。町長、住民の中に、それこそ竹中半兵衛か黒田官兵衛か知らんけれども、軍師になれるような相談される方がなかつたんですか。それとも一人でひそかに悩んでおられたんですか。そして1年たつて断念したんですか。副町長なかつても、それぐらゐの相談する方はおられなかつたんですか。

このことについて、その3点、もう一度お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

意味不明というような形でのお尋ねだったかと思いますが、私自身、そういったつもりはございませんということをお話したいなと思います。

そして、この住民懇談会のことでございます。そして膝を突き合わせてというような形でやってきたのではなからうかというお話であつたかと思いますが、私自身、4年させていただいてきました。その中で感じますことは、やはり住民の参加が少なくなつてきたなというのが1点と、そして従来でございましたらば、平日の夜ということで各地区を回らせていただいていたとかそういったこともございました。そして、先ほど田淵議員のほうから各課長というような形のお話もございましたが、逆に言えば、私が前段でお話しさせていただいて、そして各課長もそこに着席させていただいたというような形でございます。では、住民の方が少なくて、そして行政側、執行部側が逆に言うたら多いような状況も見受けられたこともございました。やはり、例えばでございますが、その辺も含

めた中で、もう少し役場の管理職のほうも少なくするほうがよいのではなかろうとか、そういったことも勘案しながらということで、私はご答弁させていただいたつもりでございます。だから、余りにもこちらのほうが、例えば各課長が同席させていただくとか、その辺とか、また平日の夜とか、その辺も今後は勘案していきたいなということでございます。

それと、黒田官兵衛とか、竹中半兵衛というような形のお話もございましたが、それは何になるんですかと思えます。それは私がいろんな方とのご相談の中で、よりよい方向を検討したいということでございますので、いろんな形で今後はそれで取り組んでまいりたいなと、このような形で私自身ご答弁させていただいたつもりでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） まず、1つ目の必要性です。町長、言語明瞭、意味不明。意味不明ではないと申します。よく聞いてくださいよ。「常々住民の方々とは積極的にコミュニケーションをとるように心がけているところにあり、単に町行政に対する意識が希薄になったものによるものとは思いませんが、従来の開催方式の改善が必要と思うようになった」ということです。わかります。僕、この言葉を理解する能力ないさかいわからんのかわかりませんが、このことで何ゆえ、住民との意思の疎通はできているんでしょう。今読んだとおりのことで、何がはっきりわかるんですか。私によっぽど理解力がないんですね。

それでいま一つ、私はあの形が住民の方と膝を突き合わせて話し合いをするというんか、開かれた議会、開かれた行政ということで一つのツール、道具だと思うんです。でも、それが目的を達成されんのなら、黒田官兵衛やないですけども、何を言ったのかというのと、職員の方、課長さんを少なくしなさいとか何とか言うているんじゃないんですよ。

私は、町長にしてみたら職員の方は同志でしょう。この町を運営していくに当たっての同志なんです、仲間なんです。仲間なら、どうもわしはしっくりこんねんて、私が求めているような行政報告会とはこんなやないんや、お前らどう思う、一回聞かせてくれよと、そういう相談をしなかったのかというんですよ。その答弁なかったですよ。

それでまた次に、黒田官兵衛の話をしたのは、仮に職員の方が信用されん、相談できんと言うのなら、仮にそうだったとしても、仮にですよ、住民の方の中に「森下君、君の行政はかくあるべきだよ」、困ったときにアドバイスしてくれる住民の方はおられないんですか。みんな2人や3人や4人や5人か知らんけれども、みんな困ったときに議員して「こんでええんやろか」と悩んだとき、「どう思います、何かアドバイスくれよ」、それぐらいの者はみんな支持者の中に持っていますよと言うているんですよ。

だから、考えた結果、できなんだ、回答もらえなんだ、そのことについて。その意味で職員でなかったも住民の方に相談しなかったのかということを知っているんですよ。わかりましたか。

これ、1回目の質問と何も変わっていないんですよ。同じことの繰り返しで時間カウントするのは、ちょっと私は不満ですよ。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたしますというか、逆に、何を問われているんかということが、私自身ちょっとわかりかねるんですけども。

私、先ほどもご答弁させていただきました。膝を突き合わせるということであれば、平日の夜間はもう少し変更とかも考えられるとかご答弁させていただきました。それと、余りにも参加人数が少なく、それに逆にこちら側、執行部のほうが多いということであれば、少し住民からのご意見も少なくなるのではなかろうかと思いがちでしたということ、ご意見は少なくということもご答弁させていただいたつもりでございます。

いろんな各会場を回らせていただいて、そしてまた管理職ともそれにつきましての、例えばこれについて住民の方からいろんな形でお話を頂戴したことにしまして、できないことということ、それも課長を集めまして相談もしてございます。だから、田渕議員がおっしゃった課長との相談はどうですかということでございますが、いろんな形で相談もさせていただいております。

それとともに、これにしまして担当課長ともさらにしておるような状況、そして田渕議員が、森下町長は相談する人がないのですかというような形でのお尋ねもあったかと思うんですけども、これについてはどういうことか私自身わかりません。人間が、そして人間という字もそうですよね。官兵衛云々じゃなくて、人という字こそが、それこそ支え合いということで私は認識しているような状況でございます、田渕議員のご質問の内容自体が少しわかりかねるような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） はい、4回目、最後の質問にしてください。

○9番（田渕勝平君） 1回目、2回目ね、きちっと議長、答弁いただけているように思います。それで4回目と回数だけでカウントしないでくださいよ。

次、続けます。

要するに、我々は回数の制限がございますので、要するに町長は中止じゃないけれども、結局中止なんです。至った理由というのは、出席者の減少なんでしょう。コミュニケーション云々どうやこうや、これ関係ない、理屈なんでしょう、勝手につけた。それが意味不明だと言っているんですよ。

それで、全国の議会改革における議会報告会、この中でも出席者の減少というのは課題なんですよ。議会もそうなんです、実際問題。だから、そういう議論が私はしたかったんです。みんなで相談して、はたまた町長にも相談して、よりよい議会報告会でありたいなという願いのもとに質問させてもらったんですけども、今の中ではもう話になりません。

少なくとも報告の必要があるなら、議会には責任がなくて、仮に来られなくても、議会

報告会ですよ、来られなくても報告の義務はあるし必要性はあるんや。今度は住民のほうやから、少なくとも1人でもいい、来てくれた人には丁寧に質問しようというようなやり方でやっているところもあるんですよ、実際問題。こっちが執行部やないけれども、ひな壇のほうが多かっても。

しかし、町長の場合はそういう理由でやめたと。やめたときにどうあるべきかということとは、相談するところ、意味不明やと言われたんで、それももう伺いません。町長に聞くのは無理でしょうから。

そこで、このことだけ聞いておきます。町長がおっしゃっているように、住民参画型行政の運営のために、この行政報告会は必要と考えるのか考えないのか。

私は、議会報告会の場合は、もう工夫に工夫を常に重ねていって、やっとならなくていいかなと思ってるんです。私は町長のように中断するべきではないと思うんです。そこら辺、必要は感じているのか、感じてないのか、1つ。

それからいま一つ、聞かれた以上報告しなければなりません、住民の方に。町長の答弁を簡単にまとめますと、要するに1年間、参加者が減るということについて考えたけれども、わからなかった。だから、開かなかった。しかし、今度は副町長がおられるので相談する。私が職員とか住民と言うたがわからんのならそれでええ、副町長と言うんだら、副町長でいいでしょう。相談する。ただし、副町長もようわからん。だから、するよとはよう言わんということなんでしょう。今後、開催するとかしないとか言っていないんですから。副町長に相談するなんでしょう。もしかしたら副町長も名案、良案を浮かばないかもわからん。だから、するともよう言わんのでしょう。

まとめます。2点。行政報告会の必要性は感じているんですか、感じていないんですか。いま一つ、副町長に相談するのはいいんですけれども、今後するんですか、しないんですか。

今読ませてもらうとおおり、議会報告会で報告させてもらってよろしいのか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

私自身は、行政報告会でなくて住民懇談会ということで今までさせていただいたつもりでございます。

そして、今後でございますが、副町長ということで4月1日から就任してございます。やはり私の右腕ということでもございます。いろんな形で相談もしておるのが現実でございます。そういった副町長と今後よい方向で進めていきたい、やる方向で検討していきたいということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長、必要を感じているのかいないのかについては。

○町長（森下誠史君） だから。

○議長（鈴木基次君） 感じているということではいいんですか。

○町長（森下誠史君）　　そうですよ。いいですよ。

○議長（鈴木基次君）　　感じているということで、今後開催をしたいとそういうことで、する方向で副町長と相談していると、それが最終の答弁ということでいいですか。

○町長（森下誠史君）　　いいです。

○9番（田淵勝平君）　　しかし、まだするともせんとも、副町長はわからん、だからよう言わん。そういうことは住民にお伝えしてよろしいかと聞いているんですよ。

○議長（鈴木基次君）　　町長。

○町長（森下誠史君）　　田淵議員にお答えいたします。

副町長がわからんということはどういうことですか。副町長と話しながらということなんで、副町長がわからんということではないでしょう。

○議長（鈴木基次君）　　9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君）　　質問を明確にするために改めてお伝えします。町長の答弁は今回は、前は1年間考えたけれども、妙案が浮かばななだでやめた。それで私に一番最初にいただいた答弁が、今は副町長がおられるので副町長に相談しながら考えていきます、でしょう。

副町長と相談して開催するじゃないんですよ。だから開催するのかもしれないのか、ということを知っていますけれども、副町長にも妙案が浮かばなかった場合には開催できないでしょう。だから、するのかもしれないかということ、町長がそう答えるんだったら、副町長に相談して開催しますならそう答えますよ、私、住民の方に。

こんな答弁の中に勘定せんといてよ、40分の中に。反問権ですから。

だから、副町長に相談して、しますならしますと言ってくださいよ。

○議長（鈴木基次君）　　町長、最終答弁にしてください。

○町長（森下誠史君）　　田淵議員、何遍も同じことの繰り返しですよ。あなたもそう思うかわからないですけども。私自身は、その方向で検討していきたいと、やる、やらんということは、私の気持ちとしては前向きにやっていくつもりでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君）　　次の質問、お願いします。

○9番（田淵勝平君）　　次の生涯学習の質問に入らせていただきます。

その前に、前向きにするように理解します。でも、するかもしれないか検討でしょう。だから検討です、するかもしれないか、そんなことわからんよ、皆。

次に、3月議会でも質問させてもらいましたが、時間と質問回数の制限からそれ以上の質問ができませんでしたので、3月議会に引き続き行わせていただきます。

さて、質問の前に、以前からこのようなソフトに関する質問をするときは、40分という限られた時間制限を削ってでも、何ゆえこの質問をしているのかという理由を前置きとして質問してきました。しかし、その前置きを書くのに時間をかけて質問しても、前置きは前置きとして聞き置くだけでは、この答弁の内容はこちらとしても伝わりにくいのであ

ります。したがって3月議会での前置きを縮小して簡単に説明しますので、私が何ゆえこの質問をするのかという前提として、再度お伺いいたしたいと思います。

生涯学習というものは、町長、教育長が認識しておられるように、非常に大きなテーマで、行政としてのテーマはその意味からすれば、本来の生涯学習からすれば部分にしかすぎません。その意味で前回、地方行政の運営における生涯学習の必要性を理解するためには、アメリカの政治学者、ロバート・バットナムのソーシャル・キャピタルという概念が近道と私は考えていると話しました。それはイタリアの経済や統治を見たときに、北部と南部で大きな差があるのは、ソーシャル・キャピタルの蓄積の違いによるものだと指摘いたしました。その意味で、この考え方は今の我々の課題である地方分権、地方主権、地方創生、一連の共通目的でありますゆとりと豊かさを実感できる社会づくり達成のための原動力であり、基礎力になると考えておりますということを説明させていただきました。

私は、行政目的の達成、いわゆる成果、アウトカムを求めるとき、その目に見える形、いわゆるインプット、アウトプットの投資だけで成果が得られると考えるのは余りにも単純過ぎるのではないかと考えております。実際には要諦として目に見える形以前のもの、それを支えているもの、運ぶもの、持っていく、支える、維持するもの、いわゆるキャリアとしてのソーシャル・キャピタルという生涯学習の概念が必要不可欠な要素、要諦であると考えていると説明させていただきました。

その意味では、ソーシャル・キャピタルは生涯学習の部分にしかすぎません。これが質問をする前提であるということでもあります。このことをご理解いただきまして本題の質問に入ります。

3月議会で、当町では生涯学習を扱っているのは教育委員会だが、それでよいと考えているのかとお伺いしました。ご答弁は、「生涯学習の構築は、これからの地域づくりという観点からは大切な概念であると考えます。生涯学習社会の構築という大きな目標に対しましては、教育委員会のみで進められるものではないと考えている」とのご答弁でございました。

さらに、町行政運営における生涯学習というものを、どのように捉えておられるのかということをお伺いしたところでも、生涯学習社会の構築という非常に大きな目標に対しては、もちろん教育委員会のみで進めるべきでもなく、また進められるべきものでもないと考えておるとのご答弁でございました。

町長は、生涯学習社会の構築は、これからの地域づくりという観点からは大切な概念であると考えているが、教育委員会のみで進めるべきでもなく、進められるべきものでもないと考えているとのこと。しかし、全体の企画を担当する防災企画課に事務局を置かないとのこと。進められるものではないものをその課に置いて、どのように推進していくのか、私のわかるようにご説明お願いいたします。

次に、生涯学習推進は生涯学習推進本部会議を中心に推進しているとのこと。その活動内容は、昨年5月に1回開催し、昨年度の実績を確認し、次年度の計画を協議するとのこ

とでございます。

聞き違いかもわかりませんが、漏れ聞き及ぶところによりますと、生涯学習推進本部での内容は、おはなし出張講座のみだと伺いました。そのような取り組みで、町長が生涯学習社会の構築はこれからの地域づくりという観点からは大切な概念であると考えているというような目的が達成できるのか。それで名にし負う生涯学習の推進は十分と考えているのかをお伺いいたします。

さらに、ことしはどのような内容の協議が行われたのかをお伺いいたします。

教育課長は、生涯学習の大きな理念から比べると、十分ではないのも事実であると思うが、そこに進んでいく上での一里塚という認識を持っているとのことでございます。近年、地方創生でキー・パフォーマンス・インジケーター、キー・ゴール・インジケーターの必要性が強調されており、私もそのとおりだと思います。

このおはなし出張講座で今後どのような活動を行い、どのようにゴールを目指しておられるのか、長期総合計画でも示されておりますが、明快な成果目標をお示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の2点目でございます。

生涯学習の中で、まず1つ目が、進められるべきものではないものを、その課においてどのように推進していくのか、私にもわかるように説明お願いしますにお答えいたします。

確かに、私は平成28年第1回定例会におきまして、「生涯学習社会の構築という非常に大きな目標に対しましては、もちろん教育委員会のみで進めるべきものではなく、また進められるものではないと考えている」、また「担当は教育委員会で行うこととする」とご答弁いたしました。

私が教育委員会のみで進められるべきものではないと答弁させていただいたのは、教育委員会教育課が中心に全課が協力して取り組むべきであるという意味であり、教育委員会に全てを任せてしまうという意味ではございません。よって、今後とも教育委員会教育課におきまして、中心的にその事務を行っていくことが望ましいと考えてございます。

2点目でございます。生涯学習推進本部での内容は、おはなし出張講座のみだと聞いたが、そのような取り組みで生涯学習社会の構築は、これからの地域づくりという観点からは大切な概念であると考えているという目線、目標が達成できると考えておられるのか、お考えをお聞かせくださいにお答えいたします。

議員ご指摘のように、生涯学習社会の構築は、これからの地域づくりという観点からは非常に大切な概念であると考えてございます。住民が学びたいときに学ぶことのできる環境が構築されることは素晴らしいこととあります。そんな中、本町におきましては、美浜町生涯学習推進本部を設置し、恵まれた自然の中で、ともに学び、ともに行動する町づくりを目指し、町の諸学習機能を総合的に整備充実し、住民の生涯学習の推進を図ろうと考えてございます。そして、生涯学習推進の一つとして「町政おはなし出張講座」を開設し、

その窓口を教育委員会教育課生涯学習班で行っているところでございます。

議員からの、おはなし出張講座のみで生涯学習社会の構築ができるのかというご指摘でございますが、このことにつきましては、確かにおはなし出張講座のみで生涯学習社会の構築ができるとは考えてございません。

ただ、おはなし出張講座は、生涯学習の構築に至る一歩であるとも考えてございます。町民の「こんなことを知りたい」をスタートとして、そのことに可能な限り応えていくことが町民の主体的な生き方を支援するものであると考えてございます。よって、現在の取り組みは十分ではないものの、一定の方向性は示すことができていると考えてございます。

3点目でございます。ことしはどのような内容の協議が行われたのかにお答えいたします。

本年度の生涯学習推進本部会議では、昨年度のおはなし出張講座実績をもとに、本年度の取り組みについて協議するとともに、町全体としておはなし出張講座を活用しながら、生涯学習の推進を行うことを確認いたしました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 田淵議員の4点目のご質問、おはなし出張講座で今後どのような活動を行い、どのようにゴールを目指しているのか、明確な成果目標をについてのご質問にお答えをいたします。

おはなし出張講座の利用実績は、平成25年度は10件、316人、平成26年度は13件、356人、平成27年度は14件、614人と推移しており、実績は増加傾向にございます。

今後は、町のホームページにて活動メニューを広報していくとともに、よりよい出張講座の実施に向けてメニューの改善を図っていきたいと考えてございます。当面の成果目標としては、利用件数、利用人数の前年比増を目指す所存でございます。

また、あるべきゴールといたしましては、おはなし出張講座を利用した方々が、講座で学んだことを生かして主体的に生き生きと生涯を過ごしている状態の実現を目指していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） まず、1つ目の教育委員会で事務局云々という話ですけれども、了解します。教育課を中心に全課が協力して取り組むべきであるという意味で、教育委員会にお任せして、それはそれで一つのやり方として、何の不满もございません。よくわかりましたので、今後はそのように認識して、質問を続けさせてもらいます。

町長のほうには何といたしまして、教育長のご答弁もそれでよいと思います。満足いたします。しかし、町長の言うておられるのは、教育委員会教育課に生涯学習の構築は、これらの地域づくりという観点からは大切な概念であると町長が言うておられますよね。そ

して、教育課を中心に全課が協力して取り組むべきである、そのコーディネートは教育委員会教育課がするということですよ、今までのとおり。

そこで、生涯学習の構築はこれからの地域づくりの観点には大切な概念であると町長が言うているのに、今、教育長が言っておられるのは、あるべきゴールとしては、おはなし出張講座を利用した方々が講座を学んで云々という、あの生涯学習という全体的な概念といたしましては、この回答は間違っていないと思うんです。そして、私も今まで教育委員会に対しては、本来、生涯学習というのは全体的にどう捉えるべきかという話を伺ってきましたし、教育課長にしてみても、教育長にしてみても、いただいているご答弁に関しては私も理解をしておりましたし、そのとおりだと思います。

しかし、一番最初の質問で、町長がこの町づくり、しかもこれからのまちに必要な地域づくりのためにはこの生涯学習が必要やという、その生涯学習を受け持つという教育委員会なり教育課ということからしてみたら、私、これで本当によいのかなと。

ごめんなさいね、もう一度申します。教育長の今のご答弁は理解します。でも、町長が町づくり、村づくりをこっちへ持ってくるという答弁からしてみたら、そのようなゴールでよいのかということをもう一度ちょっとだけ聞かせてください。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 田淵議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

田淵議員の先ほどのご質問の中に、いわゆるソーシャル・キャピタルのお話がありました。これは、私このように捉えておるんですが、簡単に申し上げまして、アメリカのほうで出てきた中身で、どういう背景があったかといいますと、いわゆる地域コミュニティーの衰退、崩壊、逆に言えば、いわゆる個人主義の台頭というんですか、個人主義が大変広がってきた社会の中で、どうして社会を築いていくのか、地域社会を築いていくのかという基本にあるのがソーシャル・キャピタルであると、こういうふうに私は捉えているわけなんです。

ですから、例えば美浜町におきましても、いわゆる、では地域のコミュニティーはどうか、地域社会は一体どうか、お互いの人間関係の信頼性はどうかといったあたりの確立というんですか、創造というんですか、これが町づくりにつながっていく、最も基本的な部分だと私は捉えております。そういった意味から考えると、先ほどの町長の答弁と合致していく、同じ歩調にあるものであると、私はそういうふうに踏んでおります。これがいわゆる生涯学習社会のでき上がりとはまでは言いませんが、それに向かっていくものであるというふうに私は捉えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の教育長のご答弁、私もソーシャル・キャピタルやないけれども、そんなに詳しいわけじゃないんです。一通りの話しか知らないです。でも、そこでイタリヤの話で引きましたけれども、今、個人主義の台頭という言葉だけにかかわらず、今

の人間関係が希薄になってくる中で、このきずなというものも含めて大切に育てることが、次の時代には忘れてはならんよと。

ちょっと余談になるんかもわかりませんが、スウェーデンのように、教育費も医療費も老人の福祉も全部無料になって、そういうシステムをつくったとしても、そこへ入る人間が、こんなもんだやら使うたつたらええんやらよという、表現悪いですけども、ここら辺があったら崩壊してしまうということなんです。教育長と同じことを言っているんです。それで実際問題、今の時代、中央集権から地方分権になってきたときに、やっぱりこういうもんが必要になってくると、その意味で有効だということを、一番最初に、私はこの生涯学習の必要性として3月に聞いたんですよ。だから、今の教育長のそのお答えになったことというのは、私としては我が意を得たりと思うんです。

そこで、私は本来は、申しましたように企画課に相当するところが担当するべきかなという概念は持っているんです。でも、町長は教育委員会と言うんですから、そこで、今後はそういうつもりで質問させてもらいますということなんですけれども、3月の当時から生涯学習の話だけなんです。教育長もいろいろと教育関係に携わっておられたら、生涯学習による町づくりというもんがどんなもんかということ、先進自治体といわれるものをたくさん見てこられたと思います。

私も掛川へも行きましたし、綾町へも行かしてもらいましたし、町長に運転してもらって広島県の新見市にも行ってきましたし、とにかく十以上の町は見せてもらってきたつもりなんです。それで、この出張おはなし講座のもとになった八千代市も行かせてもらいました。

でも、出張講座というのは、あくまでも行政側が住民に対して現状を発表するもんなんでしょう。でも、一番最初の行政報告会、言葉はちょっと違うんかもわかりませんが、そういうことです。そういうように住民とやりとりする、いわゆる膝を突き合わせてやるような意見交換とか、いわゆるソーシャル・キャピタルを熟成する場というのが必要なんです。もちろん役場の中にもそういう熟成の場というのは必要やと思います。

おはなし講座は、ある意味で一方向的なんでしょう。そこら辺の必要性というものについて、具体的なもん、それについて今突然聞かれて、さあこうやっていうんは多分言えんと思いますけれども、もし言えないのなら、そこら辺についてまた質問させてもらう機会もあろうかと思いますが、少しご答弁願えたらありがたいです。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ご質問にお答えをしたいと思います。

おはなし出張講座の中身につきましては、いわば年によって町民のニーズというんですか、要請のニーズがやはり違ってきております。以前はごみ問題が多かったわけなんですけど、最近はやはり防災、津波、こういうふうな要請が多くて、そちらのほうのお話内容が多いように思います。これも、やはりこちらから一方的にというんではなしに、町民なり、また聞き手からのニーズに合わせた形の中身が変わっていつているというふうに思います。

ですから、推進本部の中でも話し合われるのは、どんなニーズがあるだろうか、新しいニーズが出てきたときにどうしようというふうな形で、ニーズに合わせた形の中身、どんなことでも対応していこうやないかというふうな形のものでございます。いわゆる推進本部の中身でいえば、このおはなし出張講座がメインの、もっと言えば、田渕議員の言葉でいえばこれだけというふうなことになるわけなんです。

ところが、生涯学習というのは、おはなし出張講座だけのものではできません。以前のときにも田渕議員と議会でお話したこともあるわけなんです、いわゆる公民館を中心としたいろいろな事業、これなんかもそれぞれが生涯学習に向かった事業を組んでいるわけです。

つまり生涯学習というのは、学校教育がいわゆる生涯学習の入り口であると。学校教育の中では学力はもちろんのこと、人格、全人的な教育をしているというあたり、いわゆる生涯を生き抜いていくための基本を教えているところが学校教育でございます。ここが生涯学習の入り口である。そして、学校を卒業して社会人になって、社会人になった後の社会教育の中でのさまざまな教育活動あるいは学習活動、これら全てを合わせて生涯学習と踏んでいる。そして、個人個人がそれぞれ成長していきながら、生涯楽しく豊かな生活を送っていくと、そして地域社会を築いていく、コミュニティーを築いていく、町づくりにつながっていくという方向になっていくのが大きな目標ではなかろうかと、私はそのように踏んでおります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） もう3回やりました。

○9番（田渕勝平君） 質問というんじゃなしに今のことについて、もう3回したそうでございますので何しますけれども。

私は、生涯学習の入り口は家庭教育だと聞きました、学校じゃなしに。学校が全てのもんを抱えてしまうところに、そもそも日本の問題があるんだと。

きょうは初めて面と向かって、町づくりに関する生涯学習ということを教育委員会教育課、教育長ということなんで、また質問させてもらう機会があると思うんで、教育長なら今のご答弁いただいたように、私が何を言っているかということはよく伝わっていると認識しますんで、また質問する機会にひとつよろしく願いいたします。

次に、美浜町行政改革実施計画についてお伺いいたします。

文章質問で第6次行政改革、平成25年度から27年度の結果報告の必要性はどのように考えているのかという質問をいたしました。回答は、「第6次にかかわらず、第7次においても住民の皆様に対して、進捗状況を報告することは必要だと考えますが、第7次の行政改革の実実施計画は今までの計画の延長ではない項目が多いため、第7次計画の策定理由としての第6次計画の結果報告は必要ないと考えます」、これは原文でございます。

議会は、第7次計画の策定理由は基本的な考え方から始まりました。一通りは伺っております。したがって、第6次と第7次の各行革に関連性がないという考えには疑問があり

ますが、第7次策定理由としての第6次計画の結果を、私は求めたつもりはございません。単純に、第6次計画の結果報告の必要はないと考えるのかとお伺いしたつもりでございます。答弁の中で、第6次にかかわらず、第7次においても住民の皆様に対して進捗状況を報告することは必要だと考えますとのご答弁。情報公開の必要性を上げておられるので、その必要性はお感じになっておられると理解いたします。

ならば、改めて、行政改革の結果公開の必要性についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

さらに、第6次行政改革の実施計画の結果の提出を求めたところ、平成27年度の決算が確定してからでないかと報告できない項目があるため、平成27年度までの結果は提出できませんとのことでした。

そこで、お伺いしますが、平成27年度の決算を待たなければ完結しない項目とはどのような項目であるのか。また、何ゆえ決算を待たなければいけないのかのご説明をお願いいたします。

さらに、ならば、いつ公開できるのかをお伺いいたします。

次に、第7次行政改革について、行政改革の基本理念の変更についてであります。変更の理由は文章質問でわかりました。しかし、ホームページにおいて公開しているので改めて議会に報告する必要はないと考えますと、これ原文のとおりでございます。とのことですが、今後も変更があってもホームページで公開すれば、議会に報告の必要性はないと考えるのか、今後のためにお伺いいたします。

以上、よろしくご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の3点目でございます。

美浜町行政改革実施計画についてのご質問の中で、1点目が、行政改革の結果公開の必要性についてどのように考えているのかでございます。

さきの文章質問に対して回答させていただいたとおり、行政改革の結果公開は必要であると考えてございます。

2点目でございます。平成27年度の決算を待たなければならない項目は何か。また、なぜ決算を待たなければならないのかでございます。

今回の第7次行政改革策定懇談会においては、第6次行政改革の結果報告としまして、実施計画に記載の実施項目を、実施したか、実施していないかの報告ではなく、関連するであろうと考えられる可能な限り数値化した指標をもって、平成26年度までの途中経過を報告してございます。

決算が確定しなければ報告できない項目として、町単独経費による補助金額、財政4指標、ごみの量や処分費用、特別会計への繰入金額などでございます。

3点目でございます。いつ公開できるのかでございますが、これにつきましては、9月には全ての数値が確定するため、公開可能となります。

4点目でございます。今後変更があってもホームページで公開すれば議会に報告の必要はないと考えるのでございますが、議会の皆様に対しましては、今回のように策定前の大綱案の説明であり、後に開催された行政改革策定懇談会において変更した場合は、報告の必要はないと考えてございます。

今後変更がある場合は策定後の変更となるため、場合によっては事前に報告することも考えられます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 時間もあと10分ほどしか残っていないそうですので、手短に少し省略します。

行政改革の結果報告は必要であると考えておりますとのこと、了解いたしました。言質とさせていただきます。

第7次行政改革懇談会で報告したけれども、議会のほうには報告する必要を感じやなんだ。既にその懇談会のほうでは、6次と7次とが項目のつながっていない部分があるけれども報告したんでしょう。でも、議会に報告の必要は感じなかった。ただ、もっともこういう項目がありましたということは確かにいただいておりますけれども、そこら辺について何で懇談会で報告したけれども、結果報告の公開が必要やと思いつつ、なぜ懇談会で報告したのに議会では報告せなんだのかということについて、私も知りたいんです。これは一つ。

いま一つ、完全なものは9月にお示しいただけるそうでございます。でも行政改革懇談会で報告されたものは、今だったら公開、閲覧でも結構ですけども、いただけるんですか。そのところについてお願いします。

それで、町長のご答弁の中では、町単独の経費とか補助金、また財政指標、ごみの量や処分量、特別会計への繰入金、確かに大切なものだと思います。この数値が確定しないから発表できない。ということは、この数値に関する数値目標が改革の中に入っているんでしょうから、それは将来、9月に楽しみにして、また9月議会に先送りさせてもらいたいと思います。

それでいま一つ、成果を意識した改革と一人一人が目標達成に責任感を持つ改革。これに変えたという理由、ちょっとどんなに違うのかな、ようわからんです。もう少し説明していただけますか。

それで、いま一つ、一人一人が責任感を持つ改革というその責任感、これ、責任を持つ改革だったら悪いんですか。「感」が入った理由というのが、わざわざ変えるんだったら、なぜ「感」を持つと、責任感を持っていたけれどもできなんだ、責任を持つというのと意味が違うと思うんで。

ちょっとその点について3点ほど、ご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 田渕議員の質問にお答えします。

まず、1点目なんですけれども、行政改革懇談会の会議の場で報告したのに、議会では報告できないのかという質問なんです、行政改革懇談会で示させていただいた資料というのは、まず第6次の行政改革の実施計画から、第7次、今回を策定するに当たりまして、従来の方式、表現の仕方からちょっと変えまして、数値を掲げた目標にしたいという方針をまず担当課のほうで持ちました。

それで、そういった手法で新しい変えた内容で作成するというに当たりまして、まずは第6次で指標を示していない実施計画があるんですけれども、それを無理やりこじつけて、この項目であればこういう指標であるだろうという担当課の判断で数値を示させていただいた資料を見ていただいて、それを見ていただいたのを参考に今度は第7次では、またちょっと別の視点で実施項目を掲げてつくっていくんですよということを示すための資料だったんです。ですので、正式な資料というのではなしに、例えばサンプルですね。サンプルを見せたようなイメージを持っていただけたらわかりよいかと思います。そういうことから、懇談会ではそういう資料を示しましたけれども、議会の皆様に見せるとしての資料ではないということの判断で、こういった答えの内容になったものです。

続きまして、その資料を公開してもらえるのかということなんですけれども、これについては先ほどの私の答弁の中にもありました、あくまでも会議の資料ですので、その公開については、ちょっと未定稿資料ということもありますので、それについては控えたいと思います。

あとは、「責任感」とその「責任」についてなんですけれども、特段意識はありません。会議の中で最初は成果を意識したということ掲げたんですけれども、先ほどの町長の答弁にもあったかと思うんですけれども、より一人一人の成果を意識した改革を求めたほうがよいであろうという懇談会の委員さんの意見をもって、この一人一人が目標達成に責任感を持つ改革とさせていただいたところで、特にその責任または責任感との比較というのは、意識はしておりません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 基本的には了解する部分は了解させていただきました。

第7次で数値を入れたものを作成したかった。僕、これ、正直に評価したいと思うんです。入江町長当時のときに、行政改革というのは昔から、先進自治体だったらみんな数値目標をきちんと入れているんですよ。数値化、これはできないというもんもあるんはよくわかります。でも、それを無理やりというのか、ある意味で数値化していく必要性というのは行革の中で常に求められ、それを質問させてもらったこともございます。でも、今まで行政改革の中に数値目標を入れる必要はあろうと考えるが、現状ではちょっと能力的には入れるだけのもんがないんやという話だったんで、私も了解しているんです。でも、地方創生の話もございます。時代の流れの中で、これを数値化するというにについては、

非常に私は評価したいと思います。

その意味において、最初成果を意識した改革ということは、成果をきちんと意識してはるんで、なかなかその今までの行政改革の目標と違うてすばらしい目標だなと私は思ったんです。でも、今の課長のお話を聞いてみたら、一人一人が目標達成に責任感を持つ改革という、1つ目とのこの違い、何ゆえこう変えたのかということが、何かぼつと言うて注目引いたからほいと変えたな。

何を言いたいかわかりますか。1つ目の成果を意識した改革というものを、評価を私はしていたんです。成果というような言葉がはっきりここへ出てきていたということは、ほんまになかったと思うんで、ある意味で。もしかしたらよそであったんかもわかりませんが、でも、少なくともそういうことを注目しているということは、私はすばらしいなど。それがどういう理由で一人一人が目標達成に責任感を持つ改革に変わって、変わった理由というのが今、課長が説明してくださいました。行政改革の委員会の中でそういう話が出てきたと。出てきたから変えたというても、その変える理由が私はもう一つわかりません。一歩突っ込んでお話ししたい。

それと、これは議長に質問するわけにいきませんので。議会運営委員長でもある私が、1議員としてひとり言として発言しておきます。

地方創生の取り組みも、全協で議会が受けた説明から変更が部分的にもございました。行政改革有識者の組織で、行政改革懇談会で報告したが、議会では報告されていない。何もなかったんで、資料の中に。それでホームページに載せているんで議会に必要ない。

議長、伝統ある美浜町議会、あんたになってから随分なめられたもんですね。なめられたという言葉が不適切なら、軽く見られたものですね。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 最初の質問です。

成果を意識した改革から変えた理由ですね。実際、懇談会で出たんですけれども、結局その職員一人一人が目標達成に責任感を持てば、おのずと成果が出るということからです。以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） よくわかります、課長。なら言ったように、成果を意識した改革と変わらないんじゃないんですか。そして、いつそ変えるなら、「責任感を持つ」じゃない、「責任を持った」に変えたらよかったんじゃないんですか。評価しているがゆえに変えたときに何で変えたのかな、その部分について思いましたよ。そこから先、それには理由があるんで、明快に自信を持っておられるんだったらそれでよいでしょう。そこからはもう感性の世界ですからね。

ご答弁があったらご答弁ください。なかったら結構でございます。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分からとします。

午前十一時三〇分休憩

午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

国の行政不服審査法の改正により、これまでの異議申し立てや不服申し立ての事務が審査請求の事務に変わったことで、去る3月議会において関係条例の改正を行ったところでございます。

この一連の改正のうち、美浜町固定資産評価審査委員会条例につきましては、新たな条文の追加によるずれと、審査請求の対象となる固定資産税の年度の適用範囲にずれが生じることが判明したため、3月31日付で、再度本条例の改正を行ったものでございます。

具体的には、第1条では3月議会での改正で新たに第10条と第11条を挿入したため、これまでの条例の第12条の記述ではずれが生じるため、これを改めます。

第2条では、新しい審査請求の対象となる範囲について、3月議会での改正では平成28年度以後の年度分となっていて、これでは27年度以前の固定資産税に修正が生じた場合等には、前の法律で対応しないといけないという不具合があるため、平成28年4月1日以降に通知されたものに改めるものでございます。

附則として、この改正は平成28年4月1日から施行いたします。

以上、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。7番、高野議員。

○7番（高野正君） 私の聞き間違いがどうかわかりませんが、第179条の第3項ですか、1項ではないのですかということをお尋ねします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

専決処分の関係の地方自治法との関係ですけれども、専決処分をいたしますという行為そのものが第1項になります。それでそれを議会に報告して、議会のご承認をいただくというのが第3項の規定ということになってございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この報告1号だけではないんですけれども、報告2号、報告3号ともに、平成28年3月31日に専決処分しております。

たしか私の記憶が正しければ、3月25日まで3月議会が開かれておったと思います。4月1日から施行する、だから3月31日に専決処分する、このところよくわかります。でも、何を言いたいかという、わずか5日間の間ということは、この専決処分ではなしに、条例の改正があったら、当然こういうもんが必要になってくるというのも3月議会にかける時点でわかっていたはずなんで、なぜ3月議会に、専決処分ではなしに、専決処分は法的にできるのもわかっておりますけれども、多用はしないのが賢明だと思います。そういうことからしたら、何で3月議会にかけなかったのか、わずか5日ほどか、6日ほどでしょう。そこら辺についてちょっとご説明をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

大体こういう国の法律の改正に伴う条例改正というのは、国から準則といいます、いわゆるひな形、こういう改正をなささいよというふうなそういうひな形が流れてきて、初めてそれを見て条例の改正作業に入るわけなんですけれども、例えば、税の法律なんかでいいますと、国の法律が決まるのが3月31日で改正されます。それに伴って準則なりというのが流れてくるのが、実際のところ申しますと4月に入ってからというふうなのが実情でございます。

今回のこの固定資産評価審査委員会、この条例につきましても、3月議会では、議会第6号で国の準則に沿った形で条例改正を提案したのでございますけれども、その後、はっきり申し上げて4月に入ってからですけれども、これでは一部不具合があるじゃないかというのが、国から流れてきたのがその後になってでございます。日付はというと、国は4月1日からそれを適用するんで、日付については3月31日にさかのぼってというふうな形の準則が来ますので、どうしても3月議会中にその改正が間に合ったのではないかと言われますと、ちょっとその点は日程的に苦しい部分があるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、平成28年度税制改正において改正されました地方法人課税の偏在是正、軽自動車税の車体課税の見直しが主な内容であります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の法改正は、主に平成29年4月からの消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の一部が交付税原資化されることにより、町民税法人税割税率が現行9.7%から6%に改正されます。また、消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されます。また、軽自動車税におけるグリーン化特例は、現行の特例措置の適用期限を1年延長する等の改正、その他上位法の改正に伴う改正を行うものでございます。

詳細は、お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町税条例の一部を改正する条例について要約して説明申し上げます。

新旧対照表の2ページの第18条の2は、国の行政不服審査法が改正されたことにより、不服申し立てと呼ばれていた手続が審査請求という文言に統一されたことにより、所要の字句の改正を行うものでございます。

この規定は平成28年4月1日から施行いたします。

2ページから6ページの第19条、第43条、第48条、第50条は、延滞金の計算期間等の見直しについての改正です。

国税に係る最高裁判決を踏まえ、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、個人住民税、法人住民税に係る延滞金の計算期間等について、所要の措置を講じるものであります。

具体的には、申告をした後に減額更正され、その後さらに増額更正または修正申告があった場合における延滞金について、増額更正等により納付すべき税額について、その申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの間は延滞金を課さないとする改正でございます。

この規定は平成29年1月1日から施行いたします。

3ページの第34条の4は法人町民税法人税割の税率の改正でございます。

消費税率が10%となる平成29年度から、法人町民税法人税割の一部交付税原資化により、税率が9.7%から6%に引き下げられます。その不足分は、国税である地方法人税を引き上げることにより賄い、現行の地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元され、その一部が法人事業税交付金として県から町に交付されることとなります。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

7ページの第56条は、固定資産税の非課税の範囲を定めておりまして、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において、直接教育の用に供するものに限る固定資産を非課税とする改正でございます。

8ページの第59条は、第56条の改正に伴い、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について改正するものです。

この規定は平成28年4月1日から施行いたします。

第80条は、軽自動車税の課税客体及び納税義務者について規定したもので、消費税率10%への引き上げ時に、自動車取得税が廃止され、軽自動車税に環境性能割が創設されることにより、環境性能割の課税客体、納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

9ページの第81条、第81条の3から第81条の8は、環境性能割の規定の新設にあわせて新設する規定で、軽自動車税のみならず課税、環境性能割の課税標準、税率、徴収方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免の規定について新設される規定でございます。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

第81条の2は、条例において規定することとされている日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定でございます。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

10ページから14ページの第82条から第83条、第85条、第87条から第91条、前に戻りまして2ページの第18条の3は、環境性能割が創設されたことにより、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することによる規定の整備で、種別割の税率、賦課期日及び納期、徴収方法、申告または報告、不申告等に関する過料、減免、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定を改正するものです。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

14ページの第137条は、現行条例の語句等の整合性を図るために修正するものです。

この規定は平成28年4月1日から施行いたします。

附則第6条は、医療費控除の特例についての規定で、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間12千円を超えて支払った場合には、その購入費用、年間100

千円を限度としますが、のうち12千円を超える額を所得控除する規定です。

この規定は平成30年1月1日から施行いたします。

15ページの附則第10条の2は、わがまち特例の割合を定める規定で、電気自動車による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上で適用期間を2年延長する規定でございます。

この規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告についての規定で、法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅等の申告に要する添付書類の規定の改正でございます。

この規定は、平成28年4月1日以後に改修される住宅等に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

16ページの附則第15条の2から第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の規定の新設に合わせて新設される規定で、環境性能割の賦課徴収の特例、減免の特例、申告納付の特例、環境性能割に係る徴収取扱費の交付、税率の特例について定めた規定でございます。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

17ページのから18ページの附則第16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

19ページの（第2条関係）平成26年改正附則第6条は、軽自動車税を「種別割り」に名称変更する等の規定の整備でございます。

この規定は平成29年4月1日から施行いたします。

21ページの（第3条関係）平成27年改正附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置についての規定で、町税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備等でございます。

その他、関係法令の改正に伴う、項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の訂正等を改正しております。

以上が改正の概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 今の説明、なかなか難しかったですけれども、この新旧対照表の3ページの第34条の4のところ、消費税が10%になったら、法人税割の税率100分の9.7を100分の6.0とすること説明あったんですけれども、この

前、安倍首相がこの10%を2年半延長すると言われたんで、これはまだ国会で通ってないからですけども、あれ通ったら、またここは変えんなんののでしょうかという素朴な質問です。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

これは3月31日付の専決処分でございますので、この段階では平成29年4月より消費税が10%になるという前提で報告しております。

ただ、先日、安倍総理が10%延長を言われましたけれども、まだ国のほうの税制改正が通っておりませんので、また施行期日の延長等で対応されるようになると思いますので、その点ご理解ください。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第4 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引き上げ及び低所得者の負担の軽減を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

主な改正理由は、国民健康保険税の課税限度額は平成27年度税制改正においても引き上げられたところですが、平成28年度は平成27年度と比べて限度額超過世帯の割合が

上昇する見込みであることから、高所得者への負担の公平の確保と低所得者に対する軽減措置の拡充を行うものです。

なお、お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿って説明申し上げます。

第2条第2項及び第3項は、高所得者の基礎課税額、後期高齢者支援金に係る課税限度額をそれぞれ20千円増額するものであります。

第23条は、課税限度額改正に伴う改正であります。

同じく第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の260千円から265千円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の470千円から480千円に改正して、中間所得者の保険税の軽減を拡充するものであります。

最後に、附則であります。第1条の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2条では、改正後の条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が改正の概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 今のご説明で、いろいろ軽減を図るといふような説明だったんですけども、ちょっと細かいことはいいんで、軽減した結果、例えば平成28年度の集まる保険税、軽減された結果、多分、もともとこれがなかったら100あったやつが95になったとか、93になったとか、なるほど軽減されているんやなと実感もあると思うんですけども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷口議員のご質問にお答えします。

軽減というのは、金額の算定で軽減するんでありまして、トータル、軽減された額につきましては、国、県のほうから基盤安定負担金のほうで補填があるということなんです。だから、町のほうとしては、プラマイがゼロという格好で考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 高所得者は少しふやし、低所得者にちょっと軽減をすることだったんで、どのくらい当町で、人数でどのくらいになってくるのかな、ちょっとわかりましたら。例えばこの520千を540千にすることによって、高所得の人がどれくらい国保税が重くなるんか。

それから、5割軽減、2割軽減、どのぐらいふえるのか、ざっとでいいですのでお願いします。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

今の本算定作業、7月に行うところでありまして、まだそこまで確定はしておりません。

あと、軽減のほうにつきましては、基盤安定の交付時期に確定数値が出ますので、今はっきりとどれぐらいになるということはお答えできかねます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかに質疑ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第5 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について細部をご説明申し上げます。

3月議会の補正予算でお認めいただきましたように、8件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費、繰越計算書のご報告をするものでございます。

総務費、総務管理費につきましては、まず情報セキュリティ強化対策事業19,592千円でございます。現在2系統の基幹系システムと情報系システムを3系統に分ける事業等でございます。

2件目は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業39,120千円でございます。昨年の6千円の臨時福祉給付金給付対象者のうち、65才以上になる方を対象に1人30千円を給付する事業でございます。財源は全額国庫補助金となっております。

3件目は、年度末の追加補正予算で決定しました地方創生加速化交付金事業による30,000千円でございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード関連事務委託交付金1,850千円でございます。地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。

次の衛生費、保健衛生総務費、水道会計出資金70,000千円は、西山配水池工事が一部翌年度にずれ込みましたので、一般会計からの出資金を繰り越したものでございます。

6件目の農林水産業費、水産業費、日高港西川地区漁船係留施設整備事業45,890千円は、西川河口付近で実施しております係留施設のうち物揚げ場の整備等でございます。

教育費、中学校費、非構造部材耐震改修事業22,723千円は松洋中学校武道場の耐震改修事業。教育費、ひまわり子ども園費、子どものための教育・保育事業費1,080千円は電算処理委託料でございます。

以上、一般会計は8件の報告でございます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第6 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町農業集落排水事業特別会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町農業集落排水事業特別会計）について細部をご説明申し上げます。

3月議会での補正予算でお認めいただきましたように、和田西中、常德寺前の県道拡幅に伴い排水管の移設工事が発生し、地方自治法第213条の規定により、工事費454千円を平成28年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費、繰越計算書のご報告をするものでございます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第7 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町公共下水道事業特別会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町公共下水道事業特別会計）について細部をご説明申し上げます。

これも、3月議会での補正予算でお認めいただきましたように、地方自治法第213条

の規定により、本の脇地内の管渠工事と水道補償工事の一部16,650千円が平成28年度へ繰り越しとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費、繰越計算書のご報告をするものでございます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第8 報告第7号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 報告第7号 平成27年度美浜町水道事業建設改良費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰り越しをいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告をするものでございます。

配水管移設事業の繰越額は2,700千円で、財源につきましては公共下水道移設補償金でございます。

繰り越し理由につきましては、本の脇地区の公共下水道工事の関連工事が明許繰越されたためでございます。

配水池増設事業の繰越額は2億16,000千円で、財源につきましては、企業債97,400千円、出資金70,000千円、損益勘定留保資金48,600千円でございます。

繰り越し理由につきましては、配水池増設事業の工事が遅延したためでございます。

以上で報告第7号の報告を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 配水池増設事業のほうなんですけれども、工事が遅延したためということなんですけれども、この遅延した理由というのは何かあるんでしょうか。結構な金額なんで、ちょっと教えてください。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 繰り越し理由につきましては、遅延した理由が約4点あります。

まず、1点目として、今使っている既設の配水池と、昔、古い配水池があったんですが、その配水池と連結している連結管が、当初予定していたより近くにあったということで、漏水の可能性もあることから、不断水式仕切弁の設置を追加したということで、これで約2週間ほどおくれました。

それと、2つ目の理由としまして、工事箇所の一部において軟弱地盤があったということで、その調査の対策工の追加が必要となったということで、これで約1カ月間、時間を

費やしました。

それと3点目、西山配水池につきましては、西山の中腹ということもあるんで風の影響をもろに受け、海からの強い風、南からの強い風が吹くということで、組み立て作業やら、資材の運搬等にちょっと支障を来したということで、これも約1カ月かかりました。

それと最後なんですけど、組み立て作業時に、主にステンレスの配水池なんで、溶接作業に雨が降ったということで、どのぐらい続いたかと、ちょっと統計をとってないんですけども、それも大体約1月ぐらいかかったという中で、約2カ月半以上はおくれたと。ほいで、3月末に一応完成というような形で考えておったんですが、そのずれによって、5月末ぐらいの完成になったというような形です。

それで、今現在においては、もう既に工事場所も完成しております。あとは、工事精算というような形になってこようと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 今のを聞いていますと、何か雨が降っておくれた、タンクの溶接が。あのね、アルゴン溶接しているんやから、屋外で。当然のことや、風吹きや、シールドが潰れて溶接しにくいというのは。専門家がやっているんやから、ほんなん当たり前のこと違うかなと思うんやけれども、風よけとか、雨よけとか、当然すべきことやのに。

私も、現場、皆さんで見せていただきましたけれども、当然のことやと思うけれども、それでおくれたというのは理由になるんかな、そんなん。結局、アルゴンでティグ溶接しているわけでしょう、そこは。風、影響もろに受けるのは当然のことや、やっぱり囲いしてすとか、雨かからんようにすとか、そんなことはしてなかったかな。その辺どうですか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） まず、雨という対策という形になると、組み立てるまでというのは囲いがないので、どうしても雨が降るともろに影響したということが現実にあります。それと、その間にしても、当然足場も組んでできるだけ効率よくということを考えておったんですが、なかなか思った以上に、こちらが思っていた以上に時間がかかってしまったという部分があります。ただ、溶接というような中で、なかなか雨というぐあいの中で、全部確保できるかということに関しては、うちの工事の設計の中でそこまでの配慮が欠けておったことは事実です。業者の責任は少ないと思います。ただ、工事的には、うちの考えでは普通にいけばこのぐらいでできるやろうというような考えを持っておったんですが、なかなか大きな事業ということもありまして、そこまで想定していなかったというのが甘い認識でありました。

それと、風というようなところでも、これも言いわけになります。確かに、風がきつくて、本当に危ない作業になったことも事実です。それもわかっておらなかったのかということ、確かにわかっている部分はあったと思います。でも、私どもとしてはそこまでの考え

はなかったということで、工期もそれを考慮していなかったということは事実でございます。言われるとおりでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） いやいや、課長を責めていると違うねん。専門業者がやっているねんから、屋外の仕事でアルゴンを使ってやっているんでしょう。風の影響をもろに受けるのん、専門業者がわかっていることなんですよ、こんなん。工期、ここまでと言うたら、専門業者がそこまでせなあかん、雨の影響が出ないように、風の影響が出ないようにとするのが当然の話で、課長を責めていると違うんです。業者が当然わかっていることやのに、なぜこういうことになるのかなと思って、それは業者が甘いんですよ。そういうのを注意されましたかということなんです。担当課長に、これアルゴン溶接と初めて聞いたんと違います。ご存じでしたか、アルゴン溶接どうやってするというのは。課長はご存じないと思うんです。業者が、そんなとつくにわかっているはずなんです。業者が甘いんです、だから雨、風、どこでするか、そこで工事しゃんのに、どうなるかってわかっとかんなあかん。

だから、担当課としては、期日までに終わるんか、終われへんのんかということ、その都度言いましたかというようなことなんです。業者が悪いんです。だからなっていない。業者が悪いということは、そこまで担当課もタンクつくるのにアルゴン溶接なんか使うというのは、恐らく水道事業では初めてのことでないかなと思っているんです。大体、上水道の事業所においても、ろ過器でも、あんなもんぼんと持ってきて、据えて、あとから砂じゃらじゃらと掘り込むだけなんですから、あそこでタンク組み立てたわけでもない。そういう事業になれば、初めてのことで、なかなか担当課を責めるわけにもいかないと思っていますんですが、監督責任は逃れられませんが、その辺、今後もしこういう事業があった場合は、ご注意をされてやっていただくように、よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） ほかに質疑ありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時十五分散会

再開はあす17日午前9時です。